



年金生活者等支援臨時福祉給付金 (高齢者向け)の受付について

平成26年4月からの消費税増税による負担を緩和するため、次の方々には給付金が支給されます。

**平成27年度の臨時福祉給付金の支給対象者に該当する方のうち
平成29年3月31日までに65歳以上になる方**

(課税されている方に扶養されている場合、生活保護の受給者である場合などは除きます)

支給額は一人につき3万円

※申請書は対象と思われる方に発送します。

平成27年度分の所得が未申告の場合、住民税が非課税であることの確認がとれず、年金生活者等臨時福祉給付金(高齢者向け)の支給対象になりません。

所得がない方も、所得の申告をお願いします。

[※所得の申告は税務課・由岐支所で随時受け付けております。]

◆受付期間 **5月2日(月)～7月29日(金)**

※土・日及び祝日は除きます

◆受付時間 **午前9時から午後5時まで**

◆受付場所 **美波町役場本庁・由岐支所**

(阿部出張所では受付出来ません)

※最近転入された方は、平成27年1月1日に住民登録がある市町村で申請してください。

【お問い合わせ先】 役場住民生活課 ☎77-3613

